号3中「㊶」を「㊷」に改め、同号4中「㊷」を「㊸」に改め、同項第十一号1中「0.200」を「0.194」に、「平成23年度」を「平成24年度」に、「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号3中「0.0323」を「0.0644」に、「0.0205」を「0.0410」に、「0.0029」を「0.0058」に改め、同号6中「74」を「65」に、「83,000」を「80,400」に改め、同項第十一号1中「0.083」を「0.089」に改め、同項第十四号1中「29.515」を「35.450」に、「2,731.3」を「3,280.4」に、「352.4」を「423.3」に、「第5条第1項の表第40号1」を「第5条第1項の表第2号1」に改め、同号2中「2.27」を「1.89」に改め、同条第五項中「〇・一一九」を「〇・一一四」に改め、同条第六項中「〇・一一八五」を「〇・二一七九」に改め、同条第七項中「〇・〇四一」を「〇・〇四五」に改め、同条第八項中「〇・〇八五」を「〇・〇八九」に改め、同条第十項中「〇・〇六一〇」を「〇・〇八九六」に改め、同条第十一項中「四・六七一」を「四・五一九」に、「〇・一六一」を「〇・一七七」に、「一・五四〇」を「一・五三七」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六〇」に改め、同条第十二項中「四・六七九」を「四・五三九」に、「〇・一五九」を「〇・一七四」に、「一・五四〇」を「一・五三六」に、「〇・〇七五」を「〇・〇七七」に改め、同条第十三項中「〇・一一三五」を「〇・一四〇」に、「〇・一八九」を「〇・一八八」に、「〇・〇一一四」を「〇・〇一一三七」に改め、同条第十四項中「〇・五八八」を「〇・五七一三」に、「〇・三〇一」を「〇・三〇八」に、「〇・一九四」を「一・一四四」に、「〇・一五一三」を「〇・一五五」に、「〇・〇七八」を「〇・〇七九」に、「〇・一五〇」を「〇・一四六」に、「〇・〇七七」を「〇・〇七四」に、「〇・一一五」を「〇・一一三一」に、「〇・〇一一一」を「〇・〇一一一」に改め、同条第十五項中「〇・〇五一」を「〇・〇四九」に、「都道府県立大学附属病院事業債同意等額密度」を「都道府県立大学附属病院事業債許可額密度」に、「〇・一七一」を「〇・一八七」に、「〇・一六九」を「〇・三六九」に、「三七〇」を「〇・〇〇五七」に、「〇・〇〇三九」を「〇・一〇八」に、「一一〇」を「〇・一一一七」に改め、同条第十七項中「〇・八六九」を「〇・八四」に改め、同条第十八項中「一一・七八四」を「一一・七四六」に、「〇・五九一一」を「〇・六一一三」に改め、同条第十九項中「〇・〇五一一五」を「〇・〇五四一一」に、「〇・〇一五一」を「〇・〇五〇五」に改め、同条第二十項中「〇・〇一八」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一三五一一」を「〇・〇七〇五」に改め、同条第二十一項中「〇・一七六」を「〇・一六九」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六一一」に改める。

第十条第八項中「一・三七八」を「一・五七八一」に、「六・六九四」を「六・五〇七九」に改め、同条第九項第二号中「〇・七六八」を「〇・六一八」に改め、同条第十項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条第十一項中「平成二十四年五月一日」を「平成二十五年五月一日」に改め、同条第十三項中「〇・八六一」を「〇・八六七」に改め、同条第十九項中「0.4」を「0.2」に、「2.27」を「1.89」に、「「平成22年人口」」を「平成17年人口」」に改める。

第十一条第一項第一号イ(1)の表中「平成17年人口」を「平成22年人口」に改める。

第十一条の二第一項中「0.156」を「0.159」に、「0.157」を「0.160」に改め、同条第二項中「0.099」を「0.101」に、「1.19」を「1.21」に改め、同条第三項中「0.9949」を「0.9948」に、「0.0051」を「0.0052」に、「3.500」を「3.300」に、「95.0」を「95.4」に、「2.500」を「2.300」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「2.88」を「2.85」に、「0.27」を「0.28」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「0.9756」を「0.9755」に、「0.0244」を「0.0245」に、「4.600」を「4.300」に、「92.8」を「93.4」に、「3.600」を「3.300」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を次のように改める。

8　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A\times 1.89}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第2条第3項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第2条第3項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によって算定した額の合算額を3で除した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$29.4\times C\times D\times E$

Dが4,080を超えるときは4,080とする。

Eが1,797を超えるときは1,797とする。

算式の符号

C　合併関係市町村の人口

D　当該合併関係市町村の人口に別表第1(2)に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　平成26年4月1日現在における、市町村役場（指定都市にあっては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成24年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この条において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかった場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により平成24年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を2倍として計算した距離とする。）に別表第1(2)に定める経常態容補正の本庁からの距離段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第十一条の二第八項を同条第七項とする。

第十二条第二項の表都道府県の項第1号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同表市町村の項第1号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、「五十を控除した数」を「五十一を控除した数」に、「五十一円」を「五十二円」に、「一一〇六・〇」を「一一〇六・〇」に改め、同条第三項の表都道府県の項第1号中「0.390」を「0.400」に、「0.472」を「0.471」に、「2.086」を「2.082」に改め、同項第二号中「0.735」を「0.732」に、「0.265」を「0.268」に、「9.250」を「9.268」に改め、同項第三号中「2.248」を「2.155」に、「15.595」を「15.137」に、「0.35693」を「0.37190」に改め、同項第四号中「0.242」を「0.247」に、「0.097」を「0.099」に改め、同表市町村の項第1号中「16.7」を「17.6」に、「5.4」を「5.9」に、「1.78」を「1.80」に、「0.90」を「1.00」に、「0.07」を「0.08」に、「0.14」を「0.15」に改め、同項第二号中「平成元年度」を「平成2年度」に、「昭和59年度」を「昭和60年度」に、「昭和63年度」を「平成元年度」に改め、同項第三号中「別表第3の8」を「別表第三の八」に、「2.270」を「1.890」に、「4.973」を「4.842」に、「3.187」を「3.116」に、「2.279」を「2.266」に、「2.322」を「2.297」に改め、同条第四項の表市町村の項第1号中「230」を「277」に、「227」を「266」に、「332」を「387」に改める。